

福祉医療（マル福）に関するお知らせ

8月1日から福祉医療費受給者証が新しくなります

7月中旬に福祉医療費受給者証（以下、受給者証）の更新の通知を郵送します。現在お持ちの受給者証の有効期限が令和6年7月31日までとなっている方は、更新手続きの対象となります。有効期限のない受給者証、または令和7年7月31日となっている受給者証をお持ちの方の手続きは必要ありません。今お持ちの受給者証は、8月1日以降にご自分で破棄するか、町民課⑤窓口へご返却ください。

【更新の手続きは町民課⑤窓口へ】

※必要なもの・・・通知に同封された申請書（必要事項をご記入ください）
受給者の健康保険被保険者証（受給者がお子様の場合はお子様のもの）
身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの場合は手帳も確認します。

※こんなときは、届出が必要です※

1. 住所・氏名等が変更になった場合（受給者証の内容を更新します）
2. 保険証が変更になった場合（お子様の分の届出もお忘れなく）

～マル福の使用方法

秋田県内の医療機関で、受給者証を保険証と同時に窓口で提示すると、医療費を負担することなく診察や薬の処方等を受けることができます。

ただし、次のような場合は医療費を支払わなくてはなりません。

1. 保険証を忘れたときや保険証の切替えで手元に保険証がないとき

※一度、費用の全額を自己負担し、後日ご加入の健康保険（国保・社保・後期等）へ支払った医療費の給付を申請することになります。その後、健康保険からの支給決定通知と領収書を添えて町に申請することで支払った医療費と同額が支給されます。

2. 秋田県外の病院にかかるとき

※町へ領収書を添えて申請することで支払った医療費と同額が支給されます。

3. 補装具（治療用装具）を購入するとき

※一度、費用の全額を自己負担することになります。後日、領収書と診断書を添えて加入している健康保険（国保・社保・後期等）と町に申請することで購入費用が支給されます。

4. 学校管理下（保育園・幼稚園・義務教育学校・小学校・中学校・高校等）でケガ・病気をしたとき

※学校管理下でのケガ、病気は日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるため、受給者証は使えません。そのため、窓口では医療費（2割または3割）を支払うこととなります。後日、学校等を通して災害共済給付の申請をすることで、医療費の4割分が支給されます。ただし、藤里保育園・藤里幼稚園・藤里学園在籍の児童生徒については、災害共済給付を申請する際にマル福分の給付を町に返還する同意書を提出していただくことで、受給者証をご使用いただけます。町外の学校に通う児童生徒については、上記のとおり、窓口で医療費を負担した後、学校等へ災害共済給付の申請をしてください。